

“地域おこし協力隊”新たに2人が仲間入り

地域おこし協力隊とは、人口減少や少子高齢化等が進む地方において、都市部の住民を積極的に受け入れ、観光や農林業の応援や住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域に定住・定着を図ることで、地方への移住を希望する方のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図る制度です。

つがる市地域おこし協力隊は、現在4人となりました。

そこで、今年度任用された2人の隊員をご紹介します。



氏名 よしだ すずか 香

配属先 農林水産課

趣味 ドライブ、音楽鑑賞、
直売所巡り

一言

先日、津軽半島を一周してきました。次は下北半島一周が目標です。

千葉県千葉市出身で、23歳まで千葉市で過ごしました。大学時代に、鱈ヶ沢町にサークル活動で4年間通い、地域の人と交流していく中で、気づいたら津軽地域を好きになり、いつか住みたいと思うようになりました。

昨年までは弘前市で協力隊活動をしていました。その時に、津軽の郷土料理を伝承している団体と出会い、津軽の食文化について知ることが増え、この食文化を残していくための活動を仕事として行いたいと思うようになりました。そんな時に、つがる市で郷土料理の伝承をミッションに協力隊員を募集していることを知り、採用していただきました。

今は、柏地区にあるつがる市農産物直売所の加工センターで商品製造の手伝いや、各地区で活動している団体の方から郷土料理や郷土菓子を教えていただいています。これから、地元の生産者さんや、食に携わっている方々と繋がりたいと思っています。また、郷土料理についてももっと知って作れるようになりたいと思っています。よろしくお願いいたします！



氏名 さとう まゆ 優

配属先 地域ブランド対策室

趣味 国内旅行、
インターネット

一言

つがる市の特産品を食べて健康になりたいです。

「地元をPRする活動がしたい！」

車力町出身で、東京、宮城と他県へ進学、就職をしておりましたが、今回ご縁あってつがる市の地域おこし協力隊への任命が決まり、Uターンという形で改めてつがる市に移住することになりました。

私の業務内容は、つがるちゃんやつがるブランドの魅力をたくさんの方に知っていただくために、SNS等のツールを駆使して情報発信をしていくことです。

他県へ移住した際に経験したことや学んだことを生かして、地域の活性化に貢献していきたいと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。



東京で開催された「キャラクターフェスティバル in すみだ」にも参加しました。



Twitter@つがるちゃん

市営住宅〈空家〉入居者募集

団地名	募集戸数	建築年度	所在地	構造	浴室	浴槽	給湯器	油タンク	アンテナ	汚水処理	家賃月額(円)
桜木団地(新築 8-20号)	1戸	H31	木造桜木8-2	木造平屋 5連戸2LDK	○	○	○	○	○	下水道	23,200 ～45,700
桜木団地(8-8号)	1戸	H28	木造桜木8-2	木造平屋 5連戸1LDK	○	○	○	○	○	下水道	15,400 ～30,300
桜木団地(8-1号)	1戸	H27	木造桜木8-2	木造平屋 6連戸2LDK	○	○	○	○	○	下水道	22,400 ～44,100
桜木団地(10-1号)	1戸	H27	木造桜木8-2	木造平屋 5連戸3LDK	○	○	○	○	○	下水道	27,100 ～53,200
第2月見野丘団地(39号)	1戸	H8	森田町森田 駒ヶ淵30-16	木造平屋 2連戸2LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	20,400 ～40,100
つきみの団地(22号)	1戸	H15	森田町森田 月見野300-2	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	23,000 ～45,200
鶴野第2団地(空家)	2戸	H6	柏桑野木田 鶴野63-3	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	○	○	○	下水道	20,500 ～42,400
富苑2号団地(8号)	1戸	H15	富苑町屏風山 1-1874	木造平屋 2連戸2LDK	○	○	○	○	○	下水道	20,500 ～40,300
特公賃岩木団地(10号)	1戸	H10	柏上古川房田 152-1	木造2階建 2連戸2LDK	○	○	○	○	○	下水道	40,000 ～55,000

申し込み方法

募集期間	7月23日(火)～7月29日(月) 8:30～17:15(土日を除く)
申請資格	①現在同居しているか、これから同居しようとする親族がいること(満60歳以上の高齢者等は単身での申し込み可)※ただし桜木団地8-8号に限り満20歳以上の単身での申し込み可 ②申請者の世帯の収入が政令で定める収入基準であること(一般・単身世帯:月額158,000円以下 ※裁量世帯は月額214,000円以下)特定公共賃貸住宅の収入基準は月額158,000円を超え487,000円以下 ③税の滞納がないこと ④住宅に困窮していることが明らかなこと ⑤独立して生計を営んでいること(離婚を前提とした申込みはできません) ⑥暴力団でないこと(同居予定者を含む) ※裁量世帯とは 「子育て世帯」▶申請者に同居し扶養する小学校就学前の子どもがいる世帯 「高齢者世帯」▶申請者が60歳以上で、かつ同居予定者の全員が60歳以上または18歳未満の世帯 「障害者世帯」▶申請者または同居予定者が障害者(次の要件)の世帯・身体障害者手帳(1～4級)、精神障害者保健福祉手帳(1～2級)、愛護手帳(A・B)の交付を受けている方
必要な提出書類等	①入居希望申請書(用紙は市役所建築住宅課にあります) ②マイナンバーカードまたは通知カード(入居予定の世帯全員分) ③税の滞納がないことの証明書(同居予定者を含む) ④運転免許証等の本人確認書類(窓口に来られる方) ⑤申請者の認め印 ⑥借家・アパートにお住まいの方は賃貸契約書の写し ⑦入居予定者に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は手帳の写し 注)転入された方や市外にお住まいの方、家族構成によってはその他の書類が必要となります。窓口でご確認ください。
申し込み後	①応募書類を審査のうえ8月中旬の選考後に入居の可否を通知します。 ②入居者に選考された方は、家賃3カ月分の敷金と、連帯保証人2名(税滞納のない方で所得のある方)が必要となります。 ③入居可能日は各住宅とも9月1日以降となります。
その他	○こちらに掲載のほか、随時募集している市営住宅もありますので、お気軽にご相談下さい。

【申し込み・問い合わせ】 建築住宅課 電話42-2111(内線383・386)

広報つがる6月号 (No.210)訂正とお詫び

15ページ「金婚・ダイヤモンド婚を迎えられたご夫婦へ」の中で、ダイヤモンド婚の要件に誤りがありました。正しくは以下のとおりです。ご迷惑をお掛けしたことを深くお詫びするとともに、訂正させていただきます。

【問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111(内線245)

(誤) 〈ダイヤモンド婚〉 昭和34年1月1日～昭和32年12月31日の間に結婚の届け出をした夫婦

(正) 〈ダイヤモンド婚〉 昭和34年1月1日～昭和34年12月31日の間に結婚の届け出をした夫婦